表面

第一生命提出用

第一生命 Daiichi Life Group

住宅取得による払出チェックシート（適格払出）

このチェックシートはご加入の財形住宅貯蓄を非課税でお支払いするための必要書類および要件を確認いただく書類です。内容をご確認いただき、太枠内をチェックし必要事項を記入の上、請求時にご提出ください。

＜必要書類＞

1．建物の「登記事項証明書」を提出できますか？ ＊発行日より６か月以内・コピー可	YES	NO
2．取得された住宅における「住民票（原本）」を提出できますか？ ＊発行日より６か月以内・コピー不可	YES	NO
3．「売買契約書(ｺﾋﾟｰ)」 または 「工事請負契約書(ｺﾋﾟｰ)」を提出できますか？ ＊すでに頭金払出をされて、今回が残額払出の場合は再度の提出は不要です。 《競売物件を購入のお客さま》売却許可決定（判決謄本）を提出できますか？	YES	NO
4．1981 年（昭和 56 年）12 月 31 日以前に建築された物件の場合は、「耐震基準適合証明書（コピー可）」を提出できますか？	YES	NO

＜確認事項＞

1．取得された住宅は契約者ご本人の名義ですか？ ※ 共有名義の場合、払出額は持分割合の費用までとなります。	YES	NO
2．契約者ご本人がお住まいになる予定ですか？ ※ 建物の「登記事項証明書」と「住民票」の所在地が同じでなければなりません。	YES	NO
3．取得された住宅の総床面積が４０㎡以上ですか？ （床面積　　㎡）	YES	NO
4．取得された住宅はすべて居住用ですか？	YES →6へ	NO →5へ
5．居住用以外の部分（店舗・倉庫等）がある住宅を取得された場合、居住用部分の床面積が総床面積の２分の１以上ですか？ ＊居住用部分の取得費用のみが払い出しの対象となります。	YES	NO
6．新築物件ですか？または 1982 年(昭和 57)年 1 月 1 日以後に建築された物件ですか？ ＊新築物件とは新たに建築された住宅で、未使用かつ２年以内のものをさします。 ＊「土地付住宅の価格割合表」から建物割合算出が必要です。	YES →8へ	NO →7へ
7．1981 年(昭和 56)年 12 月 31 日以前に建築された物件の場合、「耐震基準適合証明書（コピー可）」は提出できますか？	YES	NO
8．「売買契約書(ｺﾋﾟｰ)」または「工事請負契約書（ｺﾋﾟｰ)」から建物価格が明確ですか？	YES	NO →9へ
9．払出希望金額は、建物価格または工事費用（共同名義の場合は持分割合の費用）の範囲内ですか？注 （頭金払出含めた払出額合計　　円）≦（取得(工事)費用　　円 × 価格割合　　％×持分割合　　割×居住部分の床面積割合　　／　　） ＊不動産の売買価格のうち建物部分の価格の算出が必要となりますので、下の**【土地付住宅の価格割合表】**で価格割合を確認してください。	YES	NO
１０．①住宅取得日から１年以内の払出し（当社書類受付日）ですか？ （住宅取得日[登記日]　　年　　月　　日）+1 年 ≧ 当社書類受付日 ②すでに頭金払出をされていて今回が残額払出の場合は、加えて頭金払出日から２年以内の払出しですか？ （頭金払出日　　年　　月　　日）+２年 ≧ 当社書類受付日 ③退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により不適格事由に該当した日から１年を経過していませんか？ （退職・転任日　　年　　月　　日）+1 年 ≧ 支払完了日（支払が完了し、口座に入金していることが条件となります。） ＊①②③の条件をすべて満たす必要があります。	YES	NO

注**【土地付住宅の価格割合表】**	耐火構造で建物全体が４階以上	耐火構造で建物全体が３階以下	耐火構造以外の建物簡易耐火構造を含む
新築後未使用	７０％	６０％	５０％
中古住宅で築後 5 年以内	６０％	５０％	４０％
中古住宅で築後 5 年超 10 年以内			３０％
中古住宅で築後 10 年超 15 年以内	５０％	４０％	２０％
中古住宅で築後 15 年超 20 年以内			１０％
中古住宅で築後 20 年超 25 年以内	４０％	３０％	
中古住宅で築後 25 年超			
1981(昭和 56)年 12 月 31 日以前築で「耐震基準適合証明書」提出可	非耐震構造は対象外 耐震構造は４０％	非耐震構造は対象外 耐震構造は３０％	**非耐震構造は対象外** 耐震構造は１０％

すべて YES（確認事項№4.6.8 で NO の場合は №5.7.9 が YES になれば可）の場合に非課税でのお払い出しができます。NO の項目がある場合や、ご不明な点がございましたら、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【単身赴任のお客さま】
転勤・出向等で取得する住宅に契約者ご本人が居住せず、配偶者（扶養親族含む）が居住される場合は、非課税でのお支払いが可能な場合がございます。

裏面もご覧ください。

財形 [登] 01582-13 2026.4 保存期間消滅後 7 年 本

裏面

建物登記した後の払出（適格払出）

【適格払出時のお取り扱いおよび必要書類】

お取り扱い	必要書類
建物の登記後、残りの金額の全てを払い出し、 契約は終了します。 ※「売買金額または工事費用」から算出する払い出し可能額よりも残金が上回る場合、契約継続となります。	①支払請求書 ②建物の登記事項証明書 （発行後６か月以内のもの・コピー可） ③住民票（発行後６か月以内のもの・コピー不可） ④耐震基準適合証明書（コピー可）　注１ ⑤「売買契約書」又は「工事請負契約書」（コピー）注２ ⑥変更申込書（住所変更をともなう場合）

注１　中古住宅で 1981 年(昭和 56)年 12 月 31 日以前に建築された物件の場合に提出ください。
注２　頭金払出時にすでに提出されている場合は不要です。

＊単身赴任で購入された住宅に契約者ご本人が居住されない場合は、別途提出書類が発生いたします。
詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【建物登記後の取扱注意点】

必要書類は、**頭金払出から２年、または住宅を取得された日から１年、または退職（転籍含む）・転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年のいずれか早い日まで**に提出ください。期間内にご提出いただけない場合、契約は解約していただくこととなり、**５年遡及課税**の対象となります。

５年遡及課税とは、住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払出（解約）した場合、解約の日より５年間遡って非課税でお受け取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして、課税されることです。

※今回契約継続でお手続きをされた後、課税解約(目的外解約)された場合にも５年遡及課税が適用されます。

＜その他の注意事項＞

① 退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年を経過した日以降に払い出す場合は、課税扱いとなります。
② 積立を中断されている場合には、２年以内に積立を再開する必要があります。ただし、２年以内に契約が消滅する場合にはこの限りではありません。

以上の内容を確認いたしました。

年　　月　　日　　契約者名

勤務先　携帯　自宅　（日中連絡先　：　　－　　－　　）

＜お問い合わせ先＞
第一生命保険株式会社　団体事務サービス課（財形）
電話番号　0120-998-665
受付時間：月～金曜日 9 時～17 時（祝日・年末年始を除きます）

財形［登］01582-13 2026.4 保存期間消滅後 7 年 本